

## 憲法院とコンセイユ・デタの関係

La relation entre Conseil constitutionnel et Conseil d'État

植野 妙実子\*  
兼頭 ゆみ子\*\*

1958年第五共和制憲法において、フランスでも法律の違憲審査を担当する、憲法院が設立された<sup>1)</sup>。しかし、そもそもは、同憲法が合理的議会主義の下で議会の制定する法律事項を限定的にとらえ（34条）、それ以外を命令事項とした（37条）ので、この領域が守られているかを監視することが憲法院設立当初の目的であった。しかし、1970年代に入り、結社の自由に関する判決を契機として人権保障に積極的に関わるようになる。しかしその方法は、立法過程の中での最終段階で、すなわち法律案が上下両院で採択されたあと、法律として審署されるその直前に憲法院に付託されるという事前審査制、したがって抽象審査という形をとった。これは通常法律の場合であり、組織法律に対しては必ず審査が行われる。最初は、政治的権力を有する者（大統領、首相、上下両院議長）に付託権者は限られていたが、1974年の憲法改正により上下いずれかの議院の60人の議員によっても付託が可能となった。これにより反対派からの提訴が相次ぎ、法律の違憲審査が活発化した。憲法院は、判決の累積によって、憲法に保障された権利と自由を護る役割を果たすと同時に、政治的にも重要な役割を果たすこととなった。しかしそれは、政権交替をブロックするように働くもので

---

\* 所員・中央大学理工学部教授

\*\* 嘱託研究所員・中央大学法学部兼任講師

1) 植野妙実子『フランス憲法と統治構造』中央大学出版部2011年153頁以下参照。なお憲法院は法律の合憲性審査のみを扱う機関ではない。

はない、といわれる<sup>2)</sup>。いずれにしても事前審査制の枠の中では、第五共和制以前の法律の憲法適合性は問題にできない。また具体的な紛争の中で法律の憲法適合性が疑われた場合も問題とすることはできない。そこで早くから事後審査制も導入すべきという指摘があった<sup>3)</sup>。

紆余曲折はあったが、また微妙な成立の仕方ではあったが、2008年7月23日の大幅な第五共和制憲法改正成立に伴って、一つの柱として「市民の権利の強化」が掲げられ、事後審査制の導入（違憲の抗弁による合憲性審査）に至った<sup>4)</sup>。したがって、現在では、憲法院による法律の合憲性審査には二つの制度、すなわち事前審査制と事後審査制が存在する。事前審査制が立法過程の中の最終段階での審査であるのに対し、事後審査制は具体的な事件の中で適用される法律の規定についての違憲の訴えを出発点とする<sup>5)</sup>。しかし、この審査を憲法院にまであげるためには、二つのフィルターが存在する。一つは、問題を提起された場である裁判所の、合憲性の判断を必要とするかについての決定であり、それを決定するとそれぞれの裁判系列の最高裁判所（すなわち破毀院とコンセイユ・デタ）に送られる。これらの最高裁判所が最終的に憲法院に当該問題を移送するかどうかを決定する。憲法院は移送されたら三カ月以内に判断を下す。違憲と判断された法律規定は憲法院判決の公表以後、あるいはこの判決の定める期日以降、廃止される。この効力は絶対的でいかなる訴えにもなじまない。

---

2) Francis HAMON et Michel TROPER, *Droit constitutionnel*, 28<sup>e</sup> éd., LGDJ, 2003, p. 782. 今日では次のように、憲法院判例の影響については書かれている。すなわち、規範の階層性、権力の均衡、権利や自由の保護、法的安定性、これらの確立を担う。Francis HAMON et Michel TROPER, *Droit constitutionnel*, 34<sup>e</sup> éd., LGDJ, 2013, pp. 702-703.

3) Mathieu DISANT, *Droit de la question prioritaire de constitutionnalité*, Lamy, 2011, pp. 12 et s.

4) *Ibid.*, pp. 16 et s. 曾我部真裕「フランスの2008年憲法改正の経緯」法学教室 338号（2008年）4-5頁。

5) 制度の概要については、フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例 II』信山社2013年303頁以下（池田春奈担当）参照。

ここで一つ大きな問題は、事前審査制が一方であり、他方で事後審査制が存在しているわけだから、当然、すでに憲法院で判断を受けた同じ法律規定は事後審査の対象とならないということである。

2009年12月10日組織法律において、事後審査制のあり方が定められ、それは1958年11月7日オルドナンスの中に組みこまれた。ここでは、この「合憲性の優先問題 *question prioritaire de constitutionnalité*（以下 QPC ともいう）」が、まず第一段階においては次のような要件の下でそれぞれの系列の最高裁判所に移送がなされることが定められた<sup>6)</sup>。

①異議を申し立てられた規定が、訴訟もしくは訴訟手続に適用されるか、または提訴の根拠を構成すること。

②事情の変更があるときを除いて、異議を申し立てられた規定が、以前に憲法院判決の理由及び主文において合憲であることを宣言されていないこと。

③問題が重大な性質を欠いていないこと。

この三要件のすべてを満たした QPC には、それぞれの系列の最高裁判所への移送の決定が下される。

破毀院またはコンセイユ・デタでは、QPC が移送されると、上記①、②の条件を満たしていると同時に問題が「新規的な」あるいは「重大な」性質を示しているかを判断する。これらの要件が成立している場合は、QPC は憲法院へ移送される。移送の受領から三カ月以内にそれぞれの系列の最高裁判所は移送か否かを決定する。憲法院は既述のように付託を受けると三カ月以内に判決を下す。なお憲法院は法律規定が合憲か否かを判断するのであって、具体的な事案について判断を下すものではない。

このような事後審査制の導入はさまざまな問題を惹起した<sup>7)</sup>。それは憲法や組織法律（憲法院に関する組織法律を定める1958年11月7日58-1067

---

6) さしあたり、横尾日出雄「フランスにおける事後的違憲審査制の導入と『合憲性の優先問題』」*Chukyo lawyer*, vol. 14, 2011, 43-72頁参照。

7) 定義の解釈の問題をはじめとして多くの問題点が指摘されている。Bertrand MATHIEU, *Question prioritaire de constitutionnalité*, Lexis Nexis, 2013.

号オルドナンスに付加・挿入する法文）の定義や手続に関わる問題を提起しただけではない。司法裁判系列、行政裁判系列のそれぞれの内部の裁判所間の、また、双方の最高裁判所間の、さらに立法過程に関わるさまざまな機関の間の連携と協力なしには、一貫した統一的な判断がえられないように思われた。何よりも事前審査と事後審査とにおける認識の一致を必要としよう。フランスにおいてこうした連携や協力がどのように生み出されているのかが、解明すべき第一のことと思われた。

しかし、もう少し広い視野からの究明も基礎にすえて考えるべきだと思われた。というのも、日本においては、まず裁判所において各裁判につき、担当裁判官の個性を際立たせるためにか、「既判力」がそれほど認識されていないように思われる。また各省では省益意識が強く、例えば幼保一元化にみられるように、省を越えた政策は往々にして達成することが困難であったりする。さらに猟官制をとっていないはずの日本で安倍首相は内閣法制局長官のポストに、これまでの慣例に反して外務省から迎えた。このポストの経験者は後に最高裁判所の裁判官になることも多い。これは、憲法解釈を意図的に変更することを目的とする「異例の抜擢」といわれているが、このように行政府の意向できわめて基本的な、しかも多くの政策と関連する、憲法解釈を簡単に変えることが許されるのか。これに対して立法府も、司法府も単にしたがうだけで済まされるのか、権力間のチェックのあり方も問題となろう。つまり、司法内部の統一性が欠けているようにみえるのみならず、それぞれの部署の認識、権力間の認識がばらばらであることが気にかかる。「権力や機関の間の協働」の問題は、権力分立を基礎としつつも、国家の一貫性・統一性・継続性をいかにはかるか、につながり、広い意味での法的安定性を確保することに関わる問題でもある。他方で、法的安定性の強調は、「何も変えない」という保守的思考にもつながり、その点も十分にふまえて判断する必要もある。立憲主義国家とは、専制的権力を排除して人々の権利や自由を保障する国家であるが、その国家は多様なそして多元的な人々の要求を受け入れ、民主主義に則って運営されなければならない。また、政権交替は行政の透明性の確保から

も必要とされよう。しかし、右や左に大きくぶれることがのぞまれるのではなく、国家としての一貫性・統一性・継続性の維持は法治国家にとって重要な課題である。

フランスは、革命を経験し、政治的には成熟した国家とされている。政権交替もおきている。このような国家にあって、「権力や機関の間の協働」がどのように行われているかを探ることが、またそこでどのような議論が行われているかを知ることが重要だと思われる。

このような認識のもと、2011年4月から3年間の予定で「立法過程・政策決定過程における各機関の自立と協働」（科学研究費基盤研究C-代表植野妙実子）というテーマで、科学研究費の助成を得て研究を行っている。その一環として、4人のフランスの憲法研究者にインタビューを行ったので、その成果をここに報告しておきたい。

#### インタビューの記録

- ・ドゥニ・バランジエ Denis BARANGER 教授（パリ第2大学）2012年2月20日 於工学院大学新宿校舎
- ・チエリー・ルノー Thierry RENOUX 教授（エクス・マルセイユ第3大学）2012年5月14日於アルカディア私学会館
- ・オットー・プフェルスマン Otto PFERSMANN 教授（パリ第1大学）2012年9月20日 於アルカディア私学会館
- ・ドミニク・ルソー Dominique ROUSSEAU 教授（パリ第1大学）2013年3月14日 於工学院大学新宿校舎

（なお、インタビューの内容については、翻訳者である植野・兼頭が責を負っていることをお断りしておきたい。）

#### 質 問

- ① QPC 導入後、憲法院による事前審査と事後審査の関係についてどのような問題が生じているか。
- ② 法律案に関してコンセイユ・デタは正確にはどのような役割を有して

いるのか。政府は常にコンセイユ・デタの意見 avis を採用するのか。

- ③ コンセイユ・デタのメンバーは内部の別の部署に異動することが可能か。
- ④ 法律案に対して政府事務総局はどのような役割を有しているのか。政府事務総長は政治家(議員)か。指名権者は誰か。
- ⑤ 法律の違憲審査の際、憲法院とコンセイユ・デタはどのように協働するのか。
- ⑥ 憲法院の評定官の指名は権力分立の観点から問題とはならないのか。
- ⑦ 憲法院事務総長にはなぜ一般的にコンセイユ・デタのメンバーが就任するのか。
- ⑧ 立法権による執行権の統制にはどのような機能があるのか。

#### バランジェ教授の回答

① 事前審査・事後審査の間に解決すべき問題点があるか。確かにあるが、私は、問題は事前審査と事後審査の関わり合い articulation, 各審査の境界という意味での関わり合いにはないといいたい。つまり、QPC は良いことで、とても役に立ち、裁判を行う法主体にとっても重要ではあるが、フランスの制度はそれでもやはり、重大な制限を伴う特殊な制度のままである。従来の事前審査とQPCとを別々に扱う方がよいと思う。

従来の事前審査は、付託権者の問題によりその範囲が大幅に限られている。1974年以降付託権者が少し拡大されたが、今でも政治機関、政治的に力を持つ者だけに限られている。つまり、大統領、首相、上下両院議長であるが、これに1974年から60人の上下いずれかの議院の議員が加わった。この点だけでも興味深い。このような拡大により合憲性審査がますます政治的に活用されるようになった。しかし、例えば数百人の個人や市民団体は憲法院に付託できないままである。基本的にこの付託制度はうまくいっているが、代表者だけが権限を有するというフィルターにかかった制度なのである。次に、すべての法律が憲法院に付託されるわけではないことである。付託されるのは少数にすぎない。特に、重要法案は両派の暗黙の合

意により付託されないという状況にある。最近では、大学改革法律 LRU が政治的合意により付託されなかった。このように基本的に、重要法案が審査を免れている。もっともこれはこの制度の論理的な限界である。最後に、憲法院自身が合憲性審査の実施条件を狭く制限してきたことである。1962年の判決において、憲法院は人民投票にかかった法律は国民主権の直接的表現であるとして、審査しないと判断した。また、条約は合憲性審査の参照規範 *norme de référence* ではないとして、憲法院は条約を合憲性審査には用いない。しかし EU 法はこの例外である。その他に憲法院が扱わないものは憲法改正の合憲性である。人民投票法律と同じように、憲法院は、憲法改正は憲法制定権の主権的権限だと考え、これを審査することはできないとしている。

では QPC について。私は第一に、QPC はそれほど大きな変化ではない、第二に、QPC はそれほど柔軟な *souple* 手段ではない、と思う。まず、よく理解すべきだが、QPC は確かに事後審査ではあるが、根本的に具体審査ではない。QPC を提起すると二重のフィルターがある。第一は一審で、提起された憲法問題の重大な性質 *caractère sérieux* が審査され、次に最高裁判所（コンセイユ・デタと破毀院）のフィルターがある。これらの最高裁判所は訴訟を憲法院に移送するのではなく QPC を移送する。そして憲法院の判断が訴訟を裁定する上での条件となる。この結果、ブルーノ・ジュヌヴォワ Bruno GENEVOIS が2年前の論文で理論的に述べているように、QPC の場合も事前審査の場合とそうかわらない。QPC についての判決を読むとわかるように、それは技術的に普通の違憲判決と顕著に異なる性質があるわけではない。しかし、これに反する例があり、警察留置 *garde à vue* に関する QPC 判決がそれである。憲法院は、法律がどのように援用されていたかを検証した。つまり具体的に審査したのである。これは例外だがほとんどの場合、QPC は抽象審査であると思う。これは重要な制限である。このような制限があるのはなぜか。これは第一に憲法院評定官の文化の問題である。評定官はこのような審査に慣れており、一日にして審査の性質が変化するわけではない。第二に、純粹に量の問題で

ある。QPCは大量に提起されている。多くの弁護士がこの機会に飛びついた。依頼人が弁護士にQPCの提起を求めているかのようである。約15年前、欧州人権条約に関しても同じようなことが起こったが、その後、この盛り上がりは鎮静化した。QPCに関しても今は熱狂しているが、そのうち同じようになるだろう。

最後に、QPCは合憲性を問う真の直接訴訟 *recours direct* ではないということ述べたい。個人はあいかわらず、憲法問題について憲法院に直接提訴することはできない。フランスでは、コンセイユ・デタと破毀院によるフィルターが違憲審査の可能性に対する重大な制限となっている。さらに、QPCに関する一番初めの判決において憲法院は、これらの裁判所による移送しないという決定あるいは一部だけを移送する決定に対しては審査しないと述べた。例えばコンセイユ・デタが憲法問題の重大な性質を評価し、移送しないことに決めると、QPCは否定的に回答されることになる。これにより原告の請求の理由 *motif* が退けられるのだから、彼にとってはこの決定も違憲性の審査に違いない。このように憲法院は移送の要件に拘束されている。例えば大学改革法律 LRU に関する事後審査でコンセイユ・デタは原告が主張した参照規範ではなく別のものを参照すべきとして、原告の訴訟の根拠をすりかえた。これに原告は激怒した。このようにフィルターは単なる是非 *oui ou non* の問題ではなく、かなり変化がある。このような決定すべてを憲法院は審査しない。破毀院にはまた別の争点があるが、コンセイユ・デタはこのように、提起されたQPCの確定に大変重要な役割を果たしている。根本的にコンセイユ・デタは完全なQPCの行為主体なのである。

② コンセイユ・デタには二つの重要な役割がある。一つが、政府の助言者 *conseiller* として、もう一つが行政最高裁判所としての役割である。政府の助言者としてコンセイユ・デタは、政府がいくつかの重要な法律案やオールドナンス、デクレを準備する際に助言する。どちらにしろコンセイユ・デタは、政府提出法律案に意見 *avis* を付すが、この場合、とりわけ合憲性の観点について述べられる。行政的な権限においてコンセイユ・デ

タはこのように、すでに合憲性の審査をするのである。

2008年憲法改正で設けられた新規定がある。それにより、両院議長が議員提出法律案をコンセイユ・デタに付託できることとなった。議員提出法律案の有効性についてさまざまな観点からコンセイユ・デタが意見を述べることは、興味深いことであると考えられている。これにより、コンセイユ・デタと議員とが接近することになり、コンセイユ・デタが議員達の助言者とされた。これとほぼ同じ条件で、財政分野に関しては両議院に対して助言する権限が会計院にまで広げられた。よって、コンセイユ・デタと会計院が助言的役割を果たしうる。これは興味深い関係といえるのではないか。

③ 回答なし

④ (第一の質問については別に回答をしたので、第二の質問について) 政府事務総長は高級官僚である。政府事務総局の由来は、第四共和制において別の名前で存在した非公式組織である。フランスの議会制が非常に不安定で、多くの内閣が相次いだ時期に政府事務総局は大変役に立ったと考えられた。当時、第四共和制時に役務に従事した人々を、今日の組織と同様のものとみるようになった。私の知る限り、政府事務総長はつねにコンセイユ・デタの評定官である。とりわけ、第四共和制の間はずっと一人の人物、アンドレ・セガラ André SÉGALAT (後に憲法院の評定官もつとめている) が政府事務総長だった。この職務が常にコンセイユ・デタの評定官に与えられてきたのはなぜか。それは、コンセイユ・デタがフランス行政階層の頂点に位置し、最良の行政専門家だからである。そのため、非常に重要で戦略的なこの職務は至極当然にコンセイユ・デタの評定官に与えられている。この職務は非政治的であって、政府が交替する時でも、すでに判断されたことや事務総長、事務総局の機能は変わらない。政府事務総長の役割の一つは、ある政府から次の政府への継続性を確保することである。

⑤ 回答なし

⑥ この問題に対しては評価に相違があると思う。憲法院は、他国におけ

る同等の裁判所と比べてきわめて特殊な構成を有する。欧州やアメリカ、ほとんどの西欧諸国において、憲法裁判所のメンバーは政治的な指名の対象とされており、驚くことではなく、ほぼ常にこのようになっている。しかし、アメリカやドイツの場合、職業キャリアという意味で特段に傑出し、いわゆる法曹界や学界からの承認を確保している法律家が指名される。アメリカでは、承認の対象にならなければ、裁判官候補者にも指名されない。ドイツでは、傑出した法律家であり、かつ、個人にではなく政党から提案されなければならない。フランスでは1958年から2008年まで、このような指名はなされなかった。大統領、上下両院議長、この三つの権限者がそれぞれ三名を自由指名し、さらに大統領経験者が当然に憲法院評定官に要請された。この質問に対する回答はイエス oui である。その証拠に2008年の憲法改正によって、大統領による指名は各議院の権限を有する常設委員会の公的意見 *avis public* に服すると定められた。つまり、アメリカの制度といくらか同じような制度が有用であると考えられたのである。それでは将来、この指名方法の変革が物事を大きく変えるだろうか。それは私にもわからない。今日ではQPCがあるため、多くの法学者が、憲法院評定官の指名要件を改革しなければならない、そして1958年の制度は時代遅れであると考えている。真の最高裁判所を有するなら、真の裁判官をおかなければならない。キャリアを終えた旧政治家、旧評定官などは指名から外される。もはやこれまでの方法ではうまくいかないし、不十分であろう。

⑦ これは、国家の慣例、伝統である。この質問の答えは、フランスの国家的な文化にあるのであって、法にはない。憲法院の文化の主要部分は、コンセイユ・デタ、破毀院、その他の権限からの借用である。これらの間には現実に類似点がある。というのもパレ・ロワイヤルという住所にはコンセイユ・デタと憲法院が共に位置している。この位置関係が物語っている。憲法院の判決がコンセイユ・デタの判決と類似することは、憲法院判決を読むだけで十分にわかる。もっとも現在はこの類似性が少し少なくなり、より自主的になっているが。

⑧ これは複雑な問題である。簡単に述べると、フランスにおいてコントロール *contrôle* には二つの意味がある。一つは、議会制において議会が執行府を統制するというように、ある政治権限が他の実態に及ばず統制である。英語のコントロール *controle* の意味における統制である。次に、仕事をうまくやったかどうかについてその仕事を点検するというように、単にある任務の適切な遂行を確保するという意味でのコントロールがある。憲法には、第一の意味での統制権限と第二の意味での点検の権限が定められている。

議会における統制とは、第五共和制が議院内閣制 *régime parlementaire* をとり、その議院内閣制が、国民議会において政府の責任を議会が追及し、議会が政府の辞職を強いることを定める憲法49条及び50条を伴っていることである。国民議会といったのは、国民議会の不信任決議だけが政府に辞職を強いることができるからである。セナは辞職を強いる不信任決議に投票できないが、49条4項に基づく一般政策の表明に対するセナの承認が、セナの統制権限と考えられている。しかし基本的に、責任追及権や統制権は効力があるのか。これは国によりけりである。フランスではあまり効力がない。それは、多数派という事実があるからである。そのため、不信任決議は、1962年に一度だけ提起されたことがあるだけである。最後に、50条は不信任決議の効果を定め、49条のメカニズムを補完している。

第二の意味のコントロールについて。24条は2008年7月23日組織法律により、議会の権限、いわゆる議会権限の一般条項 *clause générale de compétence du parlement* についての表現を付加された。議会はいまや法律案を議決するだけでなく、政府の行動を統制し、公共政策を評価する。この評価権限が憲法上新しい点である。ここでは多用な手段の中のいくつかをあげる。

フランスにおける実行では常設委員会の制度はほとんど効力がない。調査委員会 *commission d'enquête* や情報委員会もあるが、フランスではほとんど作用していない。常設委員会にはあまり手段がないし、その手段がほとんど使われない。また、例えばアメリカ連邦議会の委員会は、証人喚

問や罰則を課すなど準司法的な手段をもっているが、フランスの委員会にはない。議会には調査権があるし、統制権もある。しかし強力にそれらは活用されていない。議会に関する専門家であるギー・カルカッソヌ Guy CARCASSONNE 教授は、フランス議会には常に多くの権限が付与されているが、問題は議会がそれを行使しないことだといっている。これが現実である。

もう一つの興味深い手続は、さまざまな質問権である。政府質問と呼ばれる口頭質問は、1984年に作られた。他方、書面の質問は興味深い。大臣には質問に答える義務がある。一年に数千の質問がなされ、その回答は情報量の多い資料となっている。質問権はたいしたことと思われず、政治的に華々しい手続でもないが、とても有効である。例えば、財政分野では、この書面の質問についての判例がある。

#### 【用意した質問以外の問答】

・憲法院が具体審査をする場合、現在の憲法院にはない対審制度が必要になるはずだと思われるが。

QPC の出現が判決を下す要件を変化させ、憲法院は自らが原告にこれまで以上に接近しなければならないと認識していた。このためにいくつかの手続を適応させた。例えば、公判で憲法院評定官に原告（弁護士）が意見を述べることができる。このようなことはフランス行政裁判所の文化に全くないことである。しかし、私の印象ではこれが下される判決に決定的な影響を及ぼすとは思えない。公判までに、すでにある程度判決案が準備されているものと思われる。憲法院評定官や憲法院事務総長等はこのことについて全く異なる見解を述べているので、これは私の全く個人的な印象である。例えば、イギリスの貴族院（現在は最高裁）での弁護士のヒアリングでは長時間、詳細な議論が行われ、裁判官と弁護士の議論が決定的な側面を有するが、憲法院の場合はこのようではないと私は思う。

・憲法院の事前審査において政府事務総局が法律を擁護することは、少し奇妙に思えるが。

たしかに、それは議員であるはずだと想像するだろう。これに対する説明は興味深い。議員達に対して、法律を擁護するための意見書 *observation* を作成することが提案された。しかし、議員達は、それは三権分立と人民の代表としての権限 *autorité* を侵害するとして、それを望まなかった。彼らは、人民の一般意思の表明である法律を裁判所で擁護することは、いくらか自らをおとしめることになると考えた。このように、議員達に法律を擁護する手段が提案されたのだが、それを彼らは望まなかった。次に、政府事務総局が介入するという論理は、基本的には正当化できる。なぜなら、多くの点で、可決される法律の80%は政府がつくったものである。つまり、本当にフランスの法律を準備し、起草する仕事は、政府事務総局の調整の下で省庁間において行われる。したがって、政府事務総局がこの役割を果たすことは非論理的とはいえない。

・フランスの権力分立概念の核心 *noyau dur* とは何か。

フランスは他国と同じように、自由主義の諸原則を政治機関が共有している。権力分立には二つの観念がある。否定的な原理は、すべての権限を一つの機関に任せるのは政治的によくないということを意味する。このような政治的絶対主義の拒否についてはすべての国が同意するものである。次に、この否定的な原理を肯定的な原理に転換する問題がある。肯定的な原理とは、政治構造の形成である。フランスの支配的な政治構造の形態は議会制である。この議会制に、大統領への権力集中という考え・解釈が深く影響し、浸透している。よって、多数派の下院議員や上院議員は大統領の多数派に属しているような印象を受ける。権力分立は確かにあるが、その概念は、国家の一体性という考え、大統領の政治的権限という考えに深く影響を受けているのである。

### ルノー教授の回答

① この問題はとても多くの帰結をもたらしており、簡単には答えられない。この問題のみに特化したシンポジウムが6月2日に開かれるところである。私の視点から、これらの帰結の主要なところを述べると、憲法院に

関して最も重要な問題は国際条約への考慮である。昔の判例で、条約違反の法律でも憲法違反とならないことがあるとして、法律の条約適合性と法律の合憲性の問題は別と扱われてきた。しかし、ますますこの立場が維持しづらくなっている。例えば欧州人権条約である。憲法院がある法律を合憲としても、欧州人権裁判所がその法律を条約違反とすることがある。特に最近問題になっているのが警察留置 *garde à vue* の手続である。憲法院はそれを、弁護士を呼ぶ権利の保障が十分でない等の理由により違憲としたが、判決の効果を新しい法律によって別の手続が定められるまで延期するとした。しかしその後、破毀院において同じような事案があり、この手続を欧州人権条約に違反するとし、憲法院と違って判決の効果の発生の延期をしなかった。このように同じ法律に対して、合憲性審査と条約適合性の判断との帰結の齟齬が生じている。ゆくゆくは憲法院自体が国際条約を考慮する必要があると思われる。それも、より問題が大きくなる合憲性の事後審査と同様に、事前審査においても考慮すべきである。

もう一つ重要な問題は、6月2日のシンポジウムで私が論じようとしている問題でもあるが、司法裁判所の影響である。事後の合憲性審査において、事案を憲法院に付託するかは、司法の裁判所に（行政の裁判所と同様に）決定権がある。よって、憲法院が判断する以前の段階の裁判所において、実質的に合憲性について審査されるという問題がある。

② コンセイユ・デタの意見には二つの側面がある。一つは法的な審査をすることである。法律案の内容が本当に法律とすべきものか、デクレその他の手段が適切かを判断し、法律とするのであれば内容としてよく書かれているかを判断する。ただし、コンセイユ・デタが審査するのは最初の草案のみで、できあがった法律の事後の改正は対象とはならず、議会による修正だけで終わる。もう一つの側面は妥当性 *opportunité* の審査である。その法律が本当に必要か、有用かを判断する。たとえばイスラム教のスカーフを禁止する法律案に対し、コンセイユ・デタはこのような側面から審査をし、否定的な意見を出した。コンセイユ・デタは、スカーフの着用は個人の表現の自由であり、これの禁止は特定の宗教を排斥することにな

る、よってスカーフを禁止するのではなく、安全上の理由から顔を覆ってしまうことを禁止すべきだと考えた。

二番目の問いに対して、コンセイユ・デタへの諮問は義務であるが、その意見を採用するかどうかは任意である。実際、スカーフ禁止法律案についてのコンセイユ・デタの意見は採用されなかった。他方、このコンセイユ・デタの意見は公表されないが、人から漏れ、間接的に知れ渡る。また、コンセイユ・デタは政府の諮問機関として位置付けられていることから、政府はコンセイユ・デタの意見を公にすることができる。とりわけ、政府が法律案に対する自らの主張を補強するために、コンセイユ・デタの意見を明らかにすることがある。

③ 異動や職業教育の問題は、コンセイユ・デタ自身が統制するため、すなわち内部的独立性 *indépendance intérieure* の観点から、政府は介入できない。ただし、コンセイユ・デタ副院長の地位については批判がある。コンセイユ・デタ院長は首相が兼任するが、実質的にコンセイユ・デタの長としては働いていない。実質的な長はその副院長である。この副院長は大統領のデクレにより任命され、よってその地位にだれを据えるのかについては政治的な考慮が働くことになる。この点が批判されている。

④ 以前の首相は一大臣として担当する職務を有していたが、後に英国の首相制度に倣い、独立した首相職となった。政府事務総局は、それを補佐する機関として、1936年に社会党のレオン・ブルム Léon BLUM によってつくられた。その主な役割は、改廃の激しい立法データの管理と省庁の活動の調整である。例えば、農業担当省と保健担当省が実質的に同じことをしている可能性があるが、相互にそれを知りえない。そこを調整するのが政府事務総局である。

法律案に対して、政府事務総局はすべての省を代表する。専門的な事案であるときには各省庁の官僚を伴うこともある。

政府事務総長は議員ではなく、高級官僚であり、コンセイユ・デタの評定官が着任する。その地位は、首相の提案に基づいて大統領が任命する。しかし、例外的に政権交替があった場合でも政府事務総長がしばらく留任

することがある。1981年のマルソー・ロング Marceau LONG はそのような場合であった。

⑤ 事実上の協働・協力は、憲法院事務総長を通じて行われる。憲法院事務総長は通常、コンセイユ・デタの評定官が就任するため、コンセイユ・デタの「目」を憲法院は有している。このようにして、非公式の調整が図られている。

⑥ 現在の指名方法（大統領が3名、上院議長が3名、下院議長が3名）が、権力分立の観点から問題となるのは、政治的多数派に対してである。とくに上院議長と下院議長は多数派の信任を得ていない場合があるにもかかわらず、指名権を有する。これを、議長個人でなく上院・下院自体か、その内部の執行機関（例えば議院理事部）に改正すべきだとする意見がある。国民から直接投票で選ばれ、信任を得ている大統領であっても、個人的に誰でも指名できるといえる。もっとも、サルコジ前大統領が反対派から指名したのは、その権限の行使として有効であっても上策とはいえないだろうが。このように、権力分立の観点から、多数派＝下院が指名権者となるべきであるにもかかわらず、政府や執行権を統制できていないという問題がある。

⑦ フランスでは国家の中に国家 *État* がある、それがコンセイユ・デタ *Conseil d'État* である。政治勢力は変化するが、コンセイユ・デタは安定した存在である。そのコンセイユ・デタと憲法院の間の調整を確保するためにこのような制度となっている。

⑧ これはすでに答えたとおり、立法権は執行権を統制できていない。調査委員会を立ち上げることができるが、それは政治的理由によりうまく機能していない。

### プフェルスマン教授の回答

① 組織法律によると、憲法院への事案の付託にはいくつかの条件が満たされていなければならない。その一つは、問題とされる法律規定が以前に判決の理由 *motif* 及び主文 *dispositif* において合憲と判断されていないこ

とである。つまり、既判事項 *chose jugée* に関する憲法院判例、一事不再理 *ne bis in idem* があてはまる。ただし、同じ問題とは何かが問題となる。言い換えれば、組織法律によって、訴訟対象の同一性は、理由及び主文において合憲性が宣言されていることと定められている。それでは、憲法院が判決理由では何もいわず、主文においてのみ合憲性を認めている場合はどうなるのか。論理的には、理由「及び」主文とあるため、この二つの条件が満たされなければならない。一つしか条件を満たしていない場合、憲法院は、再度、合憲性の審査を行いうる、と考えられる。

他方、もう一つの構造的な問題点がある。それは、組織法律が、判決理由に規範としての役割 *fonction normative* を与えたことである。私の解釈では——もっともこれは問題を生じさせるものでもあるが——、判決理由とは、説明としての価値を有する理由付けであり、規範的な価値はない。よって、この組織法律は、多くの問題を生じさせると考えられる。判決理由は、憲法院による解釈留保 *réserve d'interprétation* の慣行 *pratique* を正規化する *régulariser* 目的がある。これに関連して提起される問題は、憲法62条にしたがって、他の裁判権が憲法院判決の理由——これのみが解釈留保を示すと考えられている——に拘束されるかどうかである。

憲法院の事前審査と事後審査の問題は、次にあるように思われる。事前審査は、法律テキスト全体を対象とする。合憲性の宣言がなされた場合、それは対象法律案のすべての規定に当てはまる。他方、事後審査は、一つの規定（理論的には一文字、一つの句読点の場合もありうるが）のみに関する審査である。しかし明らかに、この事後審査の影響は大きい。例えば財政法律に関する事後審査の例などがあげられる。

これまでのところ、事後審査はうまくいっている。この手段は、弁護士に新しい訴訟の方法を提供した。これまで弁護士は、欧州人権条約の規定しか援用することができなかったが、これからは憲法の条文に依拠することができる。

もう一つの重要な問題は、時間的な効果の点における憲法院の無制限的な裁量権限についてである。憲法院は、絶対的な権限をもっていつでも

効力のある判決を下すことができる。一般に、合憲性審査権は1920年に初めてオーストリアの憲法裁判所に導入された。当時、違憲の訴えは6カ月以内という期限があったが、憲法改正によって現在では18カ月にまで延長されている。しかし、期限後は違憲審査をすることはできない。他方、フランスの憲法院の場合、このような制限はない。そしてまた、合憲と判断された法律規定は、その後は訴えることができなくなる。このようにして、以前よりも法律規定は強化されることになる。

これに対する唯一の例外が、事情の変更 *changement de circonstance* である。しかし、事情の変更とは何か。立法の変化、憲法の変化、事実の変化……。この概念は不可解 *mystérieux* といえる。私の解釈では、事情の変更とは純粋に事実上のものであり、変化・変更があったとしても規範的な部分はまったく変わらない。

② 法律案に対するコンセイユ・デタの意見は、諮問にすぎない。そうでなければ、コンセイユ・デタが法律の適切性や妥当性を判断する *juger* こととなってしまう。したがって、政府は、コンセイユ・デタの意見を必ず採用するわけではない。QPC 以前は、法律施行後に訴訟が起こらなければ、それでよしとされた。QPC 導入後は、憲法の自由と権利に関する部分については事後審査が可能となった。政府はこの点（コンセイユ・デタの意見にどう対応するか）について、これまでの政策を変えていない。つまりコンセイユ・デタの意見を採用するときとそうでないときがあるが、今日では QPC が導入されている分だけ、リスクが高くなっている。

③ この点とはとても微妙な *délicat* 問題である。コンセイユ・デタは、デクレにより設置されたため、裁判権としては憲法による保障がない。実際、コンセイユ・デタ内の異動は可能であるが、近隣諸国の最高裁判所が憲法上の地位を有しているのと異なり、フランスのコンセイユ・デタには憲法的保障がない。この意味でフランスは法治国家とはいえない。

コンセイユ・デタが諮問的な役割と裁判権としての役割を有する点について、コンセイユ・デタは、時代遅れ *archaïque* で、前憲法的な *pré-constitutionnel* 機関であり、ナポレオンの考え方のままである。コンセイ

ユ・デタは、この（法的な保障がない状態という）柔軟性を固持することを好み、法的地位の変革を望んでいない。したがって、コンセイユ・デタを政治的に変革することは難しいが、それと同時にコンセイユ・デタに対する法的な保護は弱い。そのためコンセイユ・デタは、裁判所は法律により設置されなければならないと述べている欧州人権裁判所の主張とは食い違う状態に置かれている。私見としては、最高裁判所というものは法的に保障されるべきだ、また独立性及び衡平性の面からも、コンセイユ・デタは憲法により定められるべきだと考えている。

④ 政府事務総長のポストは、高級官僚のポストであり、実際コンセイユ・デタの評定官が就任する。このポストは公には *ouvertement* 政治的ではないが、常に多少政治的である。問題が生じるのは政権交替の時であり、最初の政権交替時すなわち1981年、旧政権のすべての協力者は要職から去ったが、官僚であるためこの長官だけはそのまま残された。よって、ミッテランは最初、ジスカール・デスタンが指名したこの長官と働いた。その後長官は替えられた。そうでなければ、旧政権がやっていたことを引き継ぐ者が誰もいなくなる。そのため、政府事務総長のみが残されるのは、いわば慣例となっている。

⑤ 法的には「協力」ではない。なぜなら破毀院とコンセイユ・デタは憲法院に付託はするが、これらが憲法院に訴えるわけではない。訴えは訴訟当事者が提起するものである。よって、QPCは他国（ドイツ、イタリア、スペインなど）で行われている制度とは異なる。裁判官が憲法院に訴えるのではなく、違憲審査の訴訟は訴訟当事者がするものである。

私見では、協力という言葉は、法には属さない。法的には手続の問題であり、組織法律23条の適用問題にすぎない。組織法律23条の諸条件が満たされている場合、コンセイユ・デタと破毀院は憲法院に付託「しなければならない」のである。よって、憲法院とコンセイユ・デタが互いに協力しているわけではない。もし「協力」を問題にするのなら、コンセイユ・デタや破毀院が自らの裁量によって憲法院に付託することになるが、QPCはそのような制度ではない。

⑥ 第一に、権力分立はどこにも存在しない。本当に権力が分立しているなら三つの憲法と三つの裁判系統があることになる。それに、議会は、法律が適用されなくても、また執行府がその役割を果たさなくても、何もできないことになる。しかし、大統領が議会の会期の開始を宣言し、臨時会期を召集する。このように、常にすべての憲法上の諸機関は法的に協働している。この協働は、各機関が憲法により付与された権限に拘束される形でなされている。この点において、すべての機関、とりわけ最高裁判所、憲法裁判所は、他の機関と一定の形態において協力することを義務付けられている。なぜなら、裁判所が自ら裁判官を指名することはできないからである。完全な権力分立においては、憲法院は自ら評定官を指名することになるが、このようなことは民主的ではないし、法の支配の点からも明晰ではない。よって、「政治的な」問題は、議会と政府が共に憲法院評定官の任命や指名に関わるか、あるいは国家元首のみがそれに関わるのが望ましいかである。少なくとも政治的に、議会と政府による一定の関与が望ましい。それは、そうすれば憲法院評定官の正当性が、彼らの信頼を得ていることを前提とするからである。

第二に、一定の多元性 *pluralité* も政治的には必要であると思う。一つの政党だけと関連する裁判官しかいない制度は問題である。日本の裁判官の多くはキャリアで、全裁判官が、長く政権にある政党(自民党)により指名されているが、これはよくない。多様な議論のためにもいくつかの他の組織、他の影響、政権交替が必要である。他方、フランスの問題はまた別にある。フランスの三つの機関(大統領と上下両院議長)が独裁的に憲法院評定官を決定する。長年、保守党が政権にあったため、これに属する人ばかりが指名された。しかし現在は三つの機関とも社会党に属する。したがって次回の評定官指名時には一定の多元性があらわれるだろう。しかし社会党政権が10年、15年と続けばまた同じことになる。憲法院のような裁判所には、一定の比例性、釣り合いが必要である。その方がよい形で機能する。しかし、そのための理想的な制度はない。アメリカの制度は極度に政治化されているため理想的でなく、日本の制度は逆に政治化

されていない sous-politiser ため問題である。私が思うに、憲法院のような裁判所は、強い法的な権限と同時に政治的な多元性を備えるべきである。フランスはこのような構成の問題に加え、評定官となるための資格条件がないことが問題である。最近、大都市の市長や政権に近い者が指名されているが、これはよくない。少なくとも知的な独立性と法学者としての知識が必要である。

しかし、この状況はかわらないだろう。私は、国民議会議長でもあった、憲法院院長を務めているジャン＝ルイ・ドゥブレ Jean-Louis DEBRÉ と話したが、彼はこのことに対し何の問題もないといていた。

先ほどの問題に戻れば、憲法院評定官は法的に独立した地位にあるが、知的なレベルにおいて権能 *compétence* がない。さらにすべてを行っているのは憲法院事務総長である。このことは非常に問題である。憲法院事務総長の役割については完全に再考しなければならない。憲法院事務総長の役割については完全に再考しなければならない。憲法院事務総長は、いわゆる第10番目の憲法院の評定官であり、すべての利点を有している。そしてこのことが支障となっている。彼は自分の意見を表明することができ、慎重義務 *obligation de réserve* も負わない、また判例評釈を書き、他の評定官のために判決理由も書く。ときにはクロード＝アルベール・コリアール Claude-Albert COLLIARD のように強力な人物も評定官として存在しているため、憲法院事務総長が憲法院を支配している *dominer* とまではいわないが……。これが判例の路線であるとか、以前はこのように対処してきたなどといって憲法院事務総長が、ときに自分の意見を押し付けることも、私は知っている。彼は法学者としてではなく、行政官としてこのように振る舞うのである。

⑦ なぜなら、このポストが行政職のポストであり、コンセイユ・デタ評定官が適任と考えられているからである。しかし事実、このポストは行政職ではないし、コンセイユ・デタ評定官は行政官でも法学者でもない。このことが混乱の元である。このポストは権力分立の観点からも問題である。各権力が協力し合うには、行政権に対する裁判権の独立が必要である。

⑧ これらの機能は、議会制民主主義に内在する古典的な手段である。つまり、議会に対し政府が責任を有することであり、それはすべての意味においてである。厳密には、国民議会が政府の不信任動議権を有する。しかし、政府自体が議会多数派からつくられているため、実際に起こったことはない。

もう一つの機能の方が、今日、より重要かもしれない。それは、政府（実際には政府を構成する大臣）に対する議会での質問である。これは、政府に対する議会による一種の統制であるが、意見 *opinion* による統制であり、公衆に対し議論の透明性を確保するための統制である。当然のことながら議会の反対派も質問できる。あるいは、調査委員会という手段がある。

重要なのは、議会の反対派が多数派（政府）を統制することができるかである。具体的には、この意味での統制はとても弱い。最近の憲法改正（2008年）で、反対派の権限が多少ではあるが強化された。理論的には、憲法院の評定官の指名に対し、議会の5分の3の反対があれば反対することができる。しかし、この要件の充足のために多数派に頼らなければならぬため、この実現はとても困難である。

この制度はアメリカの制度（過半数の反対で大統領は手続を停止）とは大きく異なる。フランスは、反対派の介入可能性がないに等しい制度である。これまで唯一、反対派の意思表示の手段とされているのは、法律案に対する修正権である。しかし、2008年憲法改正によりこの権限は減じられた。他方、2008年以降、立法手続における政府の機能は少しばかり支配的ではなくなった。けれども、改正された憲法においても、議会は多数派の手段・道具 *instrument* であるままである。

#### 【用意した質問以外の問答】

二つ問題がある。

さきほど、破毀院とコンセイユ・デタは条件が満たされていたら憲法院へ付託する「義務がある」と述べた。この権限は裁量権限ではない。しか

し、憲法院付託について問題が生じうる。それは、憲法上の機関間の協力がうまく働かないかもしれないからである。憲法院は違憲問題を自己付託することはできない。また憲法院への市民からの直接訴訟 *recour direct* も認められていない。例えばオーストリアは、1920年から憲法裁判所に対する市民からの直接訴訟制度を導入した。しかし当時の制度では行政行為に対する場合のみに限られていた。が、その行政行為に関する違憲訴訟において、憲法裁判所がその行為の基礎となった法律の違憲性が疑われると判断した場合、法律の違憲性について裁判所が自己付託することができる。このように、多くの他国の違憲審査制度は憲法裁判所主導である。イタリアにおいては一番の裁判所にもその権限がある。したがって、この場合問題となるのは憲法裁判所が直接訴訟を受理するかどうかである。しかし、フランスの問題は全く逆である。違憲審査制度は憲法院が主導するわけではなく、制度に介在する他の機関に依存している。憲法優先問題を移送しないというコンセイユ・デタの決定に対する訴訟はできない。

第二の問題は、1962年の農業基本法律に関する憲法院判決以来問題となっているが、既判力 *force de choses jugées* が及ぶ範囲である。既判力が憲法院判決の理由 *motif* にも及ぶならば、憲法62条により、すべての行政機関及び他の裁判機関が憲法院判決により拘束される。しかし、憲法を厳格に解釈するかぎり、憲法院が他の最高裁判所の決定を左右することはできない。それは単にその旨の法律がないからである。しかし、憲法院は、自らが解釈したように法律が適用されることを望む。憲法院は実際、解釈ではなく、立法府に代わって立法していると考えている。しかし、憲法院は立法府ではない。ここに三権分立に関する大きな問題点がある。

### ルソー教授の回答

① QPC 導入以後のこの3年間、事前審査と事後審査の間に乖離 *rupture* はみられない。両者には継続性がある。憲法院は、QPC の中で事前審査で示した判断を再度取り込んでいる。

問題があるとすれば次の二点である。一つは、議員の付託の戦略的な活

用である。一事不再理 *ne bis in idem* の原則により、事前審査にかかった法律規定を再度合憲性審査に付すことはできない。これを利用し、将来のQPCを妨げる目的で、議員が事前審査を付託する可能性がある。今のところ、この戦略は明白な形で現れてはいない。

もう一つの問題は、一番目の問題とも関係するが、法上及び事実上の事情の変更の評価である。すでに裁判にかかった法律規定は、唯一「法上及び事実上の事情の変更」がある場合を除き、審査できない。QPCの手続でこの「事情の変更」の有無を審査するのは、破毀院と CONSEIL D'ÉTAT（以下「コセイユ・デタ」）である。例えば、警察留置に関して、1993年に憲法院がこの合憲性について判断を出していたが、コセイユ・デタと破毀院は「事情の変更」があると認めた。これが憲法訴訟による再審査につながった。またコセイユ・デタと破毀院が「事情の変更」について別の評価を下す可能性もある。

この問題は、付託対象の問題とは異なる。付託の対象は法律規定かそれともその解釈かという問題については論争があったが、2010年の二つの判決により終結した。憲法院は、法律の解釈が法律規定を実効化している場合に限り、法律解釈を審査できると示した。生ける法の法理 *doctrine de droit vivant* とは、50年代にイタリアの裁判所が作り出した法理である。

QPCはうまく機能している。週に3、4の判決が出され、判決がだされる速度が安定している。問題は、通常裁判所が合憲性審査の受理可能性を審査することである。このフィルターとしての通常裁判所の役割は、これらの裁判所が合憲性について最初に審査をしていることになる。このように、すべての裁判所が合憲性審査に関わり、拡散した審査 *contrôle diffus* の状態になっている。

② コセイユ・デタの役割は法律案に対する意見を付すことである。この意見は法律案のすべての観点にかかわる。すなわち、合憲性、起草のされ方、既存法律との一貫性、EU法との適合性などである。

政府はコセイユ・デタの意見に拘束されない。これは意見にすぎない。ときには政治的理由により政府はコセイユ・デタの意見と別の決定

をすることがある。また、政府がコンセイユ・デタの意見にしたがった場合でも、それを憲法院が違憲と判断することがある。例えば税率75%を記した財政法律の場合がある。コンセイユ・デタはこれを望ましい favorable と判断したが、憲法院は違憲とした。このように、コンセイユ・デタの意見は、法的な公正さを絶対的に保障するわけではない。コンセイユ・デタは、法律案がもつリスクについて警告するのみである。

③ コンセイユ・デタの問題は、一方で政府の助言者であり、他方で政府の裁判官であることである。コンセイユ・デタが同時に裁判官と訴訟当事者になることを避けるために、行政部門から訴訟部門への移行の禁止という運営上のきまりがある。両部門に同時に配属することはできない。

④ 政府事務総長は国立行政学院 ENA 出身者である。その役割は、法律案を作成することである。政府事務総長は、大統領が、閣議を経たデクレにより指名する。

⑤ 憲法院とコンセイユ・デタの間に協力はない。各裁判所は独立している。唯一の組織的な関係は、QPC においてコンセイユ・デタが憲法院審査のフィルターという役割を有することである。

QPC において憲法院評定官（特にこの問題の報告者となった評定官）は、必要であれば、案件に関係するコンセイユ・デタによる意見を参照する。しかし、これは QPC の場合に限らない。憲法院評定官（報告者）は、コンセイユ・デタの意見も含め、関連するすべてのものを参照する。その中で、コンセイユ・デタの意見を参照するかは、その報告者の判断による。

⑥ 憲法院評定官の指名方法は、すべての裁判所が尊重すべき中立性と公平性の観点から十分ではないと思われる。憲法院は裁判所であり、その構成員は公平性を保持するべきである。現在の指名方法は変革すべきと考える。私見としてはケルゼンが1928年に示した次の要件を満たすようにすべきである。

- a. 法学における能力や経験を有すること,
- b. 現職政治家は指名できず、憲法院に入る前に空白期間を置くこと,

c. 指名を有効化するための、議員の5分の3による支持を獲得すること。

2013年2月には、3人の女性が指名された。これら各人はaの資格を有している。

⑦ コンセイユ・デタは、憲法院だけにかぎらず、権力に関係するすべての重要ポストに手を付けている。報道や大企業も含む。これがフランスらしさである。

⑧ 立法府による執行権に対する統制は、明らかに政府の統制の問題である。その手段は次のようである。

- a. 毎週、政府に対する質問権を有する、
  - b. 特定の政策についての調査委員会を設置する、
  - c. 2008年以降は、立法府が公共政策の評価・審査権限を有する、
  - d. 憲法49条による、下院議員による政府に対する不信任動議の提出権。
- 通常 a, b により統制されている。

執行権と立法権の融合は、新しいことではない。1957年にジョルジュ・ヴェデル Georges VEDEL が発表したことであり、モーリス・デュヴェルジェ Maurice DUVERGER も君主制に関する著書の中で同様のことを述べている。そのため、憲法院の任務は重要である。憲法院は、政府と立法府が共存するために、社会が認めた諸原則を尊重するように、統制することを任務としている。

#### 【用意した質問以外の問答】

・三権分立というよりは権力の融合がみられる。これは、フランス特有の事象ではなく、近隣諸国（イタリア、スペイン、ドイツ、イギリス、ベルギーなど）にもみられる。例えば、ドイツのメルケル首相は、ときに執行権、ときに立法権を行使する。これは普通選挙制の当然の帰結である。選挙が議会多数派を生み出し、その議会多数派が政府を作る。選挙に勝った者が、政治責任に相当する統治権を掌握する。この点は日本も同じである。

・コンセイユ・デタの影響については、コンセイユ・デタの役割は、行政的・省庁的・政治的・法的に重要であり。コンセイユ・デタの存在は、行政、省庁、企業間に見出される。

・憲法院に対するコンセイユ・デタの影響については、伝統的に、憲法院事務総長につくのはコンセイユ・デタの評定官である。これは伝統であり、法律により義務付けられてはいない。これまでの唯一の例外が、憲法院院長ダニエル・メイヤー Daniel MAYER が指名した事務総長ベルナール・ポーレン Bernard POUILLAIN で、彼は破毀院裁判官だった。彼は事務総長職を3年間つとめた。現在ではこのポストは、コンセイユ・デタが所有しているものと考えられている。

・憲法院に対するコンセイユ・デタからの他の影響として、コンセイユ・デタの副院長が、憲法院評定官になった例がある。これは偶然である。この場合、コンセイユ・デタの影響は強く、それは、判決の書き方や司法審査技術の点に現れる。例えば、コンセイユ・デタの判決にみられる法の一般原則の法理が憲法院の憲法的原則となって導入されるなど、両者の判例法に互換性がみられる。

・コンセイユ・デタが憲法院に影響を与えている関係をどう思うかについては、元々、両者の関係は、憲法院を作るために必要だった。しかし今では憲法院は、自律 *autonomie* を確保している。コンセイユ・デタは政府の、行政権の文化をもつが、憲法院は法的で、社会的な文化をもつ。憲法院の判決の表現に、憲法院独自の表現や文化が表れている。この点がコンセイユ・デタとは異なるところである。